子育て応援　妊産婦・乳児が健診などで通院する際のタクシー費用を助成します

平成30年4月より、安心して子育てできるよう、妊産婦や乳児の保護者の方が健診などで通院する際に利用したタクシー料金を一部助成する『妊婦健診等タクシー費用助成事業』を開始します。運転免許がない、車がない、近くに助けてもらえる人がいなくて不安、自分で車を運転するのは心配…など、もしもの時の移動手段としてもご利用ください。

【対象者】

池田町に住民票がある妊産婦、乳児（1歳未満）の保護者

【対象となる健診等】

次の健診などを受ける際に、池田町内の自宅と医療機関等の間で利用したタクシー料金

※平成30年4月1日以降利用分から

・妊産婦
妊婦健診（池田町が発行した妊婦健康診査受診票を使った健診14回）、出産、産後1ヵ月健診

・乳児の保護者
保健センターでの健診、予防接種（3～4ヵ月児、10ヵ月児、BCG予防接種）、医療機関での予防接種

【助成額と回数】

タクシー料金の2分の1（健診など1回あたりの上限額2，500円）
妊産婦は8回まで、乳児の保護者は4回まで

※片道、往復どちらの利用方法も助成の対象となりますが、健診など1回あたりの上限額は2，500円です。

※池田町内の自宅と医療機関などの間以外の利用（途中下車など）は助成の対象外となります。

【申請方法】

タクシー利用後、妊産婦は出産後6ヵ月以内、乳児の保護者は生後1年6ヵ月以内に、池田町妊婦健診等タクシー費用助成事業申請書兼請求書に次の関係書類を添えて、保健センターに申請してください。確認後、口座振込でお返しします。

・母子健康手帳（健診や予防接種の記録がわかるもの）
・タクシー利用の領収書（利用年月日と金額がわかるもの）
・健診などの領収書（発行を受けた場合）
・印鑑
・振込先口座番号がわかるもの

※タクシー利用の領収書は必ず受領し、申請時に持参してください。健診などで領収書の発行を受けた場合は、あわせて持参してください。

ご不明な点は保健センターにお問い合わせください。

〈申請・問い合わせ〉

保健センター　☎45・3191

骨髄等移植ドナー助成事業が始まりました

（骨髄移植の現状）

全国では、現在47万人以上の方が、ドナー登録をしています。

骨髄バンクを介しての移植が必要な患者は、年間2千人以上ですが、患者とドナーの白血球の型が一致し、移植できるドナーが見つかっても、ドナー側の事情（仕事や家庭の面で都合がつかない、健康上の理由等）もあり、実際に移植を受けられる患者は、そのうちの6割にすぎません。

そのため、ドナー登録者拡大と、ドナーの経済的負担を軽減する目的で、骨髄等を提供した人に助成金を交付します。

該当の方は、保健センターに問い合わせください。

（助成金の交付対象者）

公益財団法人日本骨髄バンクが実施している「骨髄バンク」事業により、骨髄等移植のドナーとなり、骨髄等の提供を平成30年4月1日以降に完了した方で、骨髄等の提供のための検査開始日から当該提供を完了した日までの間、池田町に住所がある方。

ただし、骨髄等の提供時に、骨髄等の提供にかかる休暇制度（ドナー休暇制度）を設けている事業所に勤務している方や、池田町以外で同種の助成金の交付を受けている方は対象となりません。

（対象となる通院又は入院）

①健康診断のための通院
②自己血貯血のための通院
③骨髄等の採取のための入院
④骨髄等の提供に関し骨髄バンクが必要と認める通院又は入院

（助成金の額）

骨髄等の提供にかかる通院又は入院に必要な日数について、1日当たり2万円で、1回の骨髄等の提供について上限7日間（14万円）まで助成します。

（申請方法）

医療機関での骨髄等の採取が完了し、当該医療機関を退院した日の翌日から起算して90日以内に、「池田町骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書」に次の関係書類を添えて、保健センターに申請してください。

・骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類

【問い合わせ】

保健センター　☎45・3191

切り取り

池田温泉無料入浴券

有効期限
平成31年4月30日まで
（日曜・祝日・特日はご利用できません）

※特日…お正月、ゴールデンウィーク、お盆期間の指定日。
※コピー不可、転売は禁止
※1枚につき1名様有効
平成30年4月1日発行

切り取り

池田温泉無料入浴券

有効期限
平成31年4月30日まで
（日曜・祝日・特日はご利用できません）

※特日…お正月、ゴールデンウィーク、お盆期間の指定日。
※コピー不可、転売は禁止
※1枚につき1名様有効
平成30年4月1日発行